被災職員の氏名 及び生年月日 <mark>浦和 太郎 187057</mark>年 **3**月 **1**日生 補償の種類 <mark>障害補償年金</mark>

務   上 日 数	災害整年の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通動手当については、地方公務員以等補償法施行規則第3条第5項目型は付金各月ごとの合計額)   総年4月1日から   20日   30日   31日   30日   91日   36日   数年4月1日から   20日   30日   91日   30日   91日   30 日   30日   91日   30 日   30日   91日   30 日   30日   91日   30 日   30日   30日   30日   31日   30日	<u> </u>	•				
張素発生の目の属する月の前月の末日の前月の末日から起算して過去3月間の給与(福勤手当については、地方公育自2番補償施治で規例を3条第5項に規定する名月ごとの合計額)	災害整年の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通動手当については、地方公務員以等補償法施行規則第3条第5項目型は付金各月ごとの合計額)   総年4月1日から   20日   30日   31日   30日   91日   36日   数年4月1日から   20日   30日   91日   30日   91日   30 日   30日   91日   30 日   30日   91日   30 日   30日   91日   30 日   30日   30日   30日   31日   30日	平均給与額算:	定内訳				
(通動手当については、地方公務目及告補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額) 縮 与 期 間	(通動手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額) 総			から起算して過去3月	間の給与		
給 与 期 間	給 与 期 間	(通勤手当につ	いては、地方公務員災	害補償法施行規則第3	条第5項に規定する	各月ごとの合計額)	
新子 子 別 同 30 年 4 月 30 日まで 37	1						1
3 日 数 30 日 31 日 30 日 91 日 1 22 日 20 日 63 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	② 日 数 30 日 31 日 30 日 91 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	給 与 期 間					備考
1番   た日 数	り務 した 日 数	. 口 粉					1
京会   日   次の   日   日   日   日   日   日   日   日   日	歴 院 日 数						_
接 井 278.100 円 278.100 円 278.100 円 834.300 円 接	給 料 278,100 円 278,100 円 278,100 円 834,300 円   接 集 当 25,500 円 25,500 円 25,500 円 76,500 円			-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· _
接 美 平 当	接養手当 25.500 円 25.500 円 76,500 円 10.8 円 9.108 円 76,500 円 10.8 円 9.108 円 76,500 円 10.8 円 9.108 円 76,500 円 10.8 円 9.108 円 76,500 円 10.9 円 9.108 円 9.109			-			
	経 地 城手当 9.108 円 9.108 円 27,324 円 住 居 手 当 25,500 円 25,500 円 76,500 円 通 第 手 当 25,350 円 25,350 円 25,350 円 76,500 円 所 56,500 円 76,500 円 所 9.108 乗 5 1 25,350 円 25,350 円 25,350 円 76,500 円 77,500 円 79						
佐原子当   5.1(8 日   5.1(8	住居 手当   25,500 円 25,500 円 25,500 円 76,500 円 通勤手当 25,350 円 76,500 円 通勤手当 25,350 円 25,350 円 76,050 円 16 期本 18 年 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18						
連 割 手 当	通 勤 手 当					, ,	
新田	特別を創ます   54,300 円   49,956 円   56,472 円   160,728 円   160   728 円   161   162		, , ,				
福日直手当	宿日直手当						
与         円         月         20         20         日         20         20         日         20         20         20         日         20         20         20         20         20         20         20         20         20         20         20         20         20	与						
持     円     月     銀       3.1     2.5     4.9     1.7     4.0     (2)     1.7     2.0     2.0     2.3     円     8.3     金銭     (2)     (2)     2.0     2.0     2.0     1.0     2.0 <td< td=""><td>月     円     月     日     1     1     2     1     3&lt;</td><td>宿日直手当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	月     円     月     日     1     1     2     1     3<	宿日直手当					
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日						
計 417,558 円 413,514 円 420,030 円 1,251,402 円 1) 法第2条第4項本文による金額	計 417,858 円 413,514 円 420,030 円 1,251,402 円 A) 法第 2 条第 4 項本文による金額	与					
(総与総額) (総日数) (総日数) (総日数) (次子・365年) (大学・2月、402円) (1,251,402円) (1,251,	(給与総額) (総日数) 1,251,402 円÷ 91 = 13,751 円 67 銭(/) 17,800 円×5÷365 = 243 円 83 銭(/) (その他の給与の総額) (総日数) 1,090,674 円÷ 91 = 11,985 円 42 銭(-) (をおよる金額 (西条第4項本文計算) (接除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (との月の総日数) (接除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (との月の総日数) (との月の総日数) (との月の総日数) (との月の総日数) (との月の総日数) (との月の総日数) (との月の総日数) (との月の総日数) (との月の総日数) (との日の総日数) (との月の総日数) (との) (との月の総日数) (との月の総日数) (との月の総日数) (との) (を除日数) (との) (との) (を除日数) (との) (を除日数) (との) (との) (を除日数) (との) (を除日数) (との) (との) (との) (との) (を除日数) (との) (との) (との) (との) (との) (との) (との) (との)						-
(給与総額) (総日数) 1,251,402 円 + 91 = 13,751 円 67 銭(/) + (**) = 13,751 円 50 銭(/) + (**) = 13,751 円 50 銭(/) + (**) = 13,995 円 50 銭(/) (その他の給与の総額) ( (総日数)	(総日数) 1, 251, 402 円÷ 91 13, 751 円 67 銭(化) 1, 251, 402 円÷ 91 13, 751 円 67 銭(化) 1, 251, 402 円÷ 91 13, 751 円 67 銭(化) 17,800 円×5÷365= 243 円 83 銭(化) 17,800 円×5÷365= 243 円 83 銭(化) 17,800 円×5÷365= 243 円 83 銭(化) 18, 995 円 50 銭 17,800 円×5・365 = 243 円 83 銭(化) 18, 995 円 50 銭 18, 995 円 50 銭 18, 995 円 50 銭 18, 995 円 74 銭(ル) (その他の給与の総額) (総日数) 1, 090, 674 円÷ 91 = 11, 985 円 42 銭(ニ) (※合地手当の額) (控除日の属する月の給与の利額) (その月の総日数) (控除日数) (接除日数) (機関もれた給与の額) (※合地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (接除日数) (被額された給与の額) (禁格・17, 800 × 5 + 363, 558 ÷ 30 × 2 - 0 = 24, 724 円 87 銭(た) (※存・地手当の額) (総日数) (総日数) (お + (ハ) = 29, 068 円 87 銭(ト) (※存・地手当の額) (総日数) (総日数) (お + (ハ) = 29, 068 円 87 銭(ト) (※存・地手当の額) (総日数) (総日数) (お + (ハ) = 29, 068 円 87 銭(ト) (※日数) (注除日数) = 13, 983 円 39 銭(上が、2 年間以に出来高払利によって定められた 給与の総額 (控除日に支払われたものを除く) (控除日を除く)					月 1, 251, 402 円	]
(総日数) (総日数) (、総日数) (、251,402 円 ÷ 91 = 13,751 円 67 銭(/) 17,800 円 次 5÷365 = 243 円 83 銭(/) 17,800 円 次 5÷365 = 243 円 83 銭(/) 17,800 円 次 5÷365 = 243 円 83 銭(/) 17,800 円 次 5÷365 = 243 円 83 銭(/) 18,2 条第 4 項ただし書による金額 日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (総日数) (、27 他の給与の総額) (総日数) (、28 中 ÷ 63 × 60	(給与総額) (総日数) 1,251,402 円÷ 91 = 13,751 円 67 銭(4) 17,800 円×5÷365 = 243 円 83 銭(4) 17,800 円×5÷365 = 243 円 83 銭(4) 17,800 円×5÷365 = 243 円 83 銭(5) 日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (勤務した日数) 160,728 円÷ 63 × 60	) 法第2条第4.	頃本文による金額				_
3) 法第 2 条第 4 項ただし書による金額 日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (勤務した日数) (総日数) (総日数) 1,090,674 円÷ 91 = 11,985 円 42 銭(ニ) (ア) + (ハ) + (ニ) = 13,760 円 銭 (原命地手当の額) (授除日の調する月の給与の月額) (その月の総日数) (接除日数) (表344 円 ○○ 銭(ハ) (表344 円 ○○ (表34	B) 法第 2 条第 4 項ただし書による金額 日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額  160,728 円÷ 63 × 60		91 = 1		前におけるi 支給されたi 17,800 円×t	直近の寒冷地手当の支線 寒冷地手当の額	給目に
日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額	日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額  160,728 円÷ 63 × 60 = 1,530 円 74 銭(ハ) (その他の給与の総額) (総日数) 1,090,674 円÷ 91 = 11,985 円 42 銭(ニ) (ア) + (ハ) + (ニ) = 13,760 円 銭 (海冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (接除日数) (接除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 00 銭(ハ) (お) + (ハ) = 29,068 円 87 銭(ト) (寒冷地手当の額) (総日数) (給日数) (給日数) (お) + (ハ) = 29,068 円 87 銭(ト) (寒冷地手当の額) (総日数) (給日数) (治与総額) (ト) (またいますの額) (総日数) (治与総額) (ト) (またいますの額) (総日数) (お) + 1,251,402 - 29,068 円 87 銭(ト) (北日数) (控除日数) = 13,983 円 39 銭(お)の総額 (性除日本高払制によって定められた 治与の総額 (性除日で支払われたものを除く) (性除日を除く)		(	() + (p) =	13,995 円 5	0 銭	
160.728 円÷ 63 × 60	160,728 円÷ 63 × 60	3) 法第2条第4.	<b>項ただし書による金額</b>				
(その他の給与の総額) (総日数) 1,090,674 円÷ 91 = 11,985 円 42 銭(ニ) (ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,760 円 銭 (連辞日本の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (接除日数) (接解日数) (表344 円 00 銭(ハ) (表3 + (ハ) = 29,068 円 87 銭(ト) (接解日数) (接解日数) (接解日数) (接解日数) (接解日数) (接解日数) (投除日数) (投除日数) (投除日数) (投除日数) (投除日数) (投除日数) (投除日数) (投除日数) (投除日数) (投除日本除く) (投除日本除く) (投除日本除く) (投除日本除く) (投除日本除く) (投除日本的級額 (投除日に支払われたものを除く) (投除日本的級額 (投除日に支払われたものを除く) (投除日本的級額 (投除日に支払われたものを除く) (との他の給与の総額) (はり17,800 × 5 × 91 + 1,090,674 - 24,724 円 87 銭 (投除日数) (人日数) (投除日数) (人日数) (人日本(日本(日本(日本(日本(日本(日本(日本(日本(日本(日本(日本(日本(日	(その他の給与の総額) (総日数) 1,090,674 円÷ 91 = 11,985 円 42 銭(ニ) (ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,760 円 銭 (実済と条第6項による金額(同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 00 銭(ハ) (ま) + (ハ) = 29,068 円 87 銭(ト) (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) (北) + (ハ) = 29,068 円 87 銭(ト) (※日数) (控除日数) (というないのでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、			(勤務した日数)	00		
(g) + (n) + (z) = 13,760 円 銭  (x) 注第 2 条第 6 項による金額(同条第 4 項本文計算) ((寒冷地手当の額)(控除日の属する月の給与の月額)(その月の総日数)(控除日数)(減額された給与の額)  (技験日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 00 銭(へ) (技験日の動務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 00 銭(へ) (ホ) + (へ) = 29,068 円 87 銭(小) (経日数) (総日数) (給日数) (格与総額) (ト) (投除日数) = 13,983 円 39 銭(会日数) (控除日数) = 13,983 円 39 銭(会日数) (投除日を除く) (投除日を除く) (投除日を除く) (投除日を除く) (投除日を除く) (投除日を除く) (投除日を除く) (投除日を除く) (大力れたものを除く) (大力れたものを除く) (大力れたものを除く) (大力なの他の給与の総額)(大力なのものとうなるを) (大力なのものとうなるを) (大力なのものと) (大力なのものなのものと) (大力なのものなのものなのものなのものなのものなのものなのものなのものなのものなのも	(p) + (n) + (z) = 13,760 円 銭  (x) 法第 2 条第 6 項による金額(同条第 4 項本文計算) (実冷地手当の額)(控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数)(減額された給与の額)  (17,800 × 5	(その他の)			$\times \frac{60}{100} =$	1,530 円	74 銭(ハ)
(法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算) (接除地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 2 9,068 円 87 銭(ト) ((株) + (ハ) = 29,068 円 87 銭(ト) (株) + (ハ) = 2 日 (株) + (ハ) = 29,068 円 87 銭(ト) (株) + (ハ) = 2 日	(注除日数) (控除日数) (控除日数) (控除日数) (控除日数) (連額された給与の額) (控除日の調する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額) (控除日の額) (控除日の額) (控除日の額) (控除日の額務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (総日数) (控除日数) (控除日数) (控除日数) (2 日間 (2					·	42 銭(=)
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (護額された給与の額)	(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)				13, 760 F	马 銭	
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)	(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) × 2 − ○ = 24,724 円 87 銭( (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 ○○ 銭(へ) (ホ) + (へ) = 29,068 円 87 銭(ト) (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) (総日数) (控除日数) = 13,983 円 39 銭 91 日 − 2 日						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)	(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 OO 銭(へ) (本) + (へ) = 29,068 円 87 銭(ト) (総日数) (総日数) (給与総額) (ト) (総日数) (控除日数) = 13,983 円 39 銭 91 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日	(寒冷地手当の	額) (控除日の属する月の給	:与の月額) (その月の総	日数) (控除日数) (減額	<b>質された給与の額)</b>	
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)	(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 OO 銭(へ) (本) + (へ) = 29,068 円 87 銭(ト) (総日数) (総日数) (給与総額) (ト) (総日数) (控除日数) = 13,983 円 39 銭 91 日 2 日 C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算) (世除日と支払われたものを除く) (控除日を除く) (控除日を除く)	17, 800	× 5 + 363 5	58 ÷ 30	× 2 -	O = 24 724 □	3 87 能(
(株) + (ハ) = 29,068 円 87 銭(ト)  (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)  (17,800 × 5 × 91 + 1,251,402 - 29,068 円 87 銭 (終日数) (控除日数) = 13,983 円 39 銭  91 日 2 日  で) 法第 2 条第 6 項による金額(同条第 4 項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く) (控除日を除く)  156,384 円÷ 61 × 60	(ボ) + (ハ) = 29,068円 87 銭(ト)  (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)  (17,800 × 5 × 91 + 1,251,402 - 29,068円 87 銭 (総日数) (控除日数) = 13,983円 39 銭  91 日 2 日  C') 法第 2 条第 6 項による金額(同条第 4 項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く) (控除日を除く)	365		. 50			
(終日数) (総日数) (総日数) (総日数) (総日数) (総日数) (控除日数) = 13,983 円 39 銭 (総日数) (控除日数) = 13,983 円 39 銭 91 日一 2 日	(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)  (17,800 × 5 × 91 + 1,251,402 - 29,068 円 87 銭	控除日の勤務に	対して支払われた時間	外勤務手当等の合計額	)	4,344 円	OO 銭(^)
(総日数)     (控除日数)       (総日数)     (控除日数)       91 日一     2日       (お籍2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)       日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く)     (控除日参)       (控除日を除く)     (控除日を除く)       (寒冷地手当の額)     (総日数)     (その他の給与の総額)     (本)       (水の0 × 5 365)     × 91     + 1,090,674 - 24,724 円 87 銭     = 12,226 円 27 銭(リ)       (総日数)     (控除日数)       (控除日数)     (控除日数)	(総日数)     (控除日数)       (2)     法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)       日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く)     (控除日を除く)    13,983 円 39 銭  91 日 2 日  (控除日を除く)		(			7 銭(ト)	
1,231,402   23,008 円 87 数   39 数	365	(寒冷地手当	の額)(総日数)、	(給与総額)	<b> </b>		
(学) 法第 2 条第 6 項による金額(同条第 4 項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く) 156,384 円÷ 61 × 60 = 1,538 円 20 銭(チ) (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ) (17,800 × 5 × 91 + 1,090,674 - 24,724 円 87 銭 (総日数) (控除日数) (控除日数) = 12,226 円 27 銭(リ)	C')法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く)		^			= 13,983 円	39 銭
(学) 法第 2 条第 6 項による金額(同条第 4 項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く) 156,384 円÷ 61 × 60 = 1,538 円 20 銭(チ) (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ) (17,800 × 5 × 91 + 1,090,674 - 24,724 円 87 銭 (総日数) (控除日数) (控除日数) = 12,226 円 27 銭(リ)	C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算) 日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く) 「控除日を除く)			91 H —	2. 日		
日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く) 156,384 円÷ 61 × 60 100 = 1,538 円 20 銭(チ) (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ) (17,800 × 5 × 91 + 1,090,674 - 24,724 円 87 銭 (総日数) (控除日数) (控除日数) = 12,226 円 27 銭(リ)	日、時間又は出来高払制によって定められた 給与の総額(控除日に支払われたものを除く)				<u> </u>		
(寒冷地手当の額)     (総日数)     (その他の給与の総額)     (本)       (17,800 × 5 365     × 91     + 1,090,674 - 24,724 円 87 銭     (経日数)     (控除日数)     = 12,226 円 27 銭(リ)       (総日数)     91 日-     2 日	156,384 円÷ 61 $\times \frac{60}{100}$ = 1,538 円 20 銭(チ)	日、時間又は出来	で高払制によって定められた				
$\frac{\left(\begin{array}{c cccc} 17,800 \times 5 \\ \hline 365 \end{array} \times 91 \right) + 1,090,674 - 24,724 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	100	(宝净州千业			100	= 1,538円	20 銭(チ)
(総日数)     (特別)       (1,090,674 — 24,724 円 87 数     (特別)       (21,026 円 27 銭(リ)       (21 日 — 2 日	17 800 × 5		× 5	( C V / IB V / 和 サ V / 秘領/			
(総日数) (控除日数) = 12,226 円 27 銭(リ) 91 日 - 2 日	<del></del>		$\sim$ 91	+ 1,090,674 $-$ 2	24,724 円 87銭		
	19 996 田 97 年(川)	( 300	(総日数)	(控除)	目数)	= 12,226 円	27 銭(川)
(チ) + (リ) = 13,764 円 47 銭	91 日一 2 日			91 日一	2 日		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(チ) + (リ) = 13.764 円 47 鎌		(	チ) + (リ) =	13.764 円 4	7 銭	

(D) 5	規則第3条第1項による金額 (給与総額)	(総日数)	給管	給料及び扶養手当の月額に対するものが対象です。 管理職手当の月額に対するものは含みません。			
	円÷	=		円	銭		
	唇発生の日( 平成28 年 する基本的給与の月額	7月 10日)に	_	自発生日( る基本的給与の		18 日)	
100	) る 基本的	4級 6 号給		3 <u>年</u> 4的	開始     開給     4     級	9 号緯	
給	料	278,100 円	給	料		293,100 月	
扶 地		25,500 円 9,108 円		<ul><li>姜 手 当</li><li>或 手 当</li></ul>		25,500√円 9,558 円	
	地勤務手当又は	O FA		務手当又は		0 円	
_	き地勤務手当 計	312,708 円	<u>へさ地</u>	勤務手当 計		328,158 円	
(E) 5	規則第3条第2項による金額		給料及び扶 管理職手当	養手当の月額に の月額に対する	こ対するものが対象です。 <u>るものは含みません。</u>	•	
	(基本的給与の月額①	312,708 円÷30=		10,423 円	60 銭		
(F) =	規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②	)					
	(基本的和子の月額と	328, 158 円÷30=		10,938 円	60 銭		
	規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生F	コレカナ>l ナ(E)の何に	トの計算し	た 好百			
	(基本的給与		より可昇し	/こ領			
		312,708 円÷30=		10,423 円	60 銭(ヌ)		
	(ヌ)及び(A) (B) (C) (C') (D) (E) の	Dうち最も高い金額					
				13,995 円	50 銭(ル)		
		(総務大臣が定める率)					
	13,995 円 50 銭× (H) 離職後に補償を行うべき事			13,995 円	50 銭		
	補償事由発生日を採用の日と	ンみなして(E)の例によ		額			
-t	(基本的給与の月額						
規則		328,158 円÷30=		10,938 円	60 銭		
第 3 条	(I) 離職後に補償を行うべき事 度の翌々年度以降に属する場		<b>事</b> 由発生日	が災害発生の	日の属する年		
第 6	災害発生の日を補償事由発 (基本的給与		により計算	した額			
項 に		312,708 円÷30=		10,423 円	60 銭(ヲ)		
よる	(ヲ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E	E)のうち最も高い金額					
金				13,995 円	50 銭(ワ)		
額	(ワ) 13,995 円 50 銭×	(総務大臣が定める率)	)	П	<i>₽</i> ₽		
	(J) (H) (I) 以外の金額		_	<u>円</u> 円			
(K) =	規則第3条第7項による金額			1.1			
		ar A der		円			
	法第2条第11項又は第13項によ 法第2条第11項又は第13項の基				36 歳		
	最高限度額	最低限度額			和61年改正法附則第5		
	19,286 円		6,673		定による経過措置の適) □有		
2 平	均給与額						
* ¥	数 均給与額の算定内訳は上記の る	とおりであることを証明		6円(,	<mark>A</mark> )による金額		
		所	在	也 さいたま市浦	前和区高砂3-15-1		
	所	「属部局の 一 名	利	尔 埼玉県総務部	『基金課		
		長の	の職・氏名	名 基金課長・富	<b>電士見</b> 花子		

## 平均給与額算定書

## 〔注意事項(2号紙)〕

- 1 請求(申請)者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「控除日数」には、1日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日 数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。
  - (1) 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
  - (2) 出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)から出産後8週間以内において勤務しなかった場合
  - (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
  - (4) 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合
  - (5) 地方公共団体 (職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあっては、 当該地方独立行政法人) の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
  - (6) 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
  - (7) 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
  - (8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- 4 [給与]の欄中「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 (A)欄の「寒冷地手当」には、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間に支給を受けたときに限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理 職手当の月額に対する地域手当の額は含まないこと。
- 7 給与が日額で定められている令第1条職員の場合の①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる 区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
  - (1) 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。) 21
  - (2) 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23
  - (3) (1) 及び(2) 以外の地方公共団体等 25
- 8 (G) 欄及び(I) 欄の「(総務大臣が定める率)」は、規則第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。

なお、(G)欄及び(I)欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年4月1日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。

- 9 (K)欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 (L)欄は、年金たる補償及び休業補償(療養を開始して1年6月を経過している場合に限る。)を請求する場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第3条に規定する派遣職員にあっては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与、欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与を、(A)欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令(以下「省令」という。)第1条第1項の規定による金額を、(J)欄には省令第1条第3項による金額のうち最も高い金額を、(K)欄には省令第2条の規定による金額を、(L)欄には省令第4条又は第5条の規定による金額を記入し、省令第1条第3項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。